

内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- 1) 「社会の構成員たることを自覚し、誠実に正道を歩む」との NAGASE グループ共通の経営理念のもと、ナガセヴィータのパーパス、マテリアリティおよび、バリューを明確化する。とりわけ、バリューの一つである「誰に対しても誠実に」を実現するべく、役員および社員一人ひとりが、受け身となりがちなコンプライアンスから、「進んでよいことをする」インテグリティの考え方に意識を変えて行動できるよう、取締役は、行動変容を促すこととする。
- 2) 取締役会の下部機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会が各組織と連携し、「NAGASE グループリスク・コンプライアンス行動規範」の徹底とコンプライアンスの充実を図ることとする。
- 3) 同委員会は、取締役および部門長等からなる委員で構成され、リスクマネジメントの基本方針の策定とレビューを行い、具体的事案の処理は委員長および事務局長が機動的に行う。委員は、自らの良心に従い、コンプライアンスに関する行動計画および基本方針の策定を行うほか、必要に応じて外部の専門家を起用して、法令・定款違反を未然に防止する。
- 4) 当社ならびにグループ会社において、法令・定款違反等の問題があると思われる場合、これを了知した者は、速やかに上司、関連部署に報告・連絡・相談のうえ、同委員会に報告するものとし、同委員会は直ちに取締役会および監査役ならびに親会社である長瀬産業株式会社のリスク・コンプライアンス委員会へ報告することとする。また、内部通報制度により、役員もしくは社員等から直接、通報・相談することのできる窓口を設定することとする。さらに、役員および社員等に対して、外部の専門家による予防のための講習会や社内講師による再発防止等の教育を通じて法令遵守に対する意識の向上を図ることとする。
- 5) 当社監査部は、業務分掌および内部監査規程に基づき、内部監査を実施し、業務の適正性を監査することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

取締役の職務執行に係る情報は、社内諸規程に従って文書または電磁的に記録し、保存管理を行うこととする。取締役および監査役はこれら文書等を常時閲覧できる体制としている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- 1) 取締役会は、事業の安定的な継続と持続的な成長を実現するため、「NAGASE グループリスク・コ

ンプライアンス行動規範」に基づき、損失の危険に関する包括的な管理を行い、事業活動に関連するリスクを把握し、経営目標達成に向けた適切なリスクテイクとリスクヘッジのバランスを考慮した対策を講じることとする。

- 2) リスク・コンプライアンス委員会は、NAGASE グループの「リスクマネジメント規程」に従い、企業活動に関連する個々のリスクに対する担当部署の役割と責任を明確にし、各担当部署は、内規・ガイドラインの制定、教育・訓練の実施、マニュアルの作成・配布等の一次的な対応を行うものとし、同委員会は現実化した損失の危険のある事案の対応にあたる。取締役会はこれらを随時、監督するとともに、リスクマネジメントの基本方針や体制を決定する。
- 3) 新たに生じたリスクについては、すみやかにこれに対応する部門を定め、また有事に際しての迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を行うこととする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を「経営方針・戦略の意思決定機関および業務執行を監督する機関」として明確に位置付け、原則月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、「組織および職務分掌規程」「業務分掌」ならびに「稟議・報告規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続について定めることとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号)

監査役監査の実効性を確保するため、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を設置することとする。当該使用人は、監査部に所属するものとする。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号および第 3 号)

使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該社員の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に相談し、その意見を求めることとする。また、当該社員の人選および監査役の補助業務に従事する時間等については十分配慮のうえ、当該使用人に対する指示の実効性を確保するよう努めるものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号および第 5 号)

- 1) 監査役が、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換、稟議書・報告書等の閲覧を通じて、常時、会社経営全般の状況を把握できる体制を整備することとする。また、次の事項については、速やかに、取締役および社員等が個別またはリスク・コンプライアンス委員会ならびに取締役会を通して監査役に報告することとする。

- i 取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等、コンプライアンス上の問題
 - ii 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - iii 重要な情報開示事項
 - iv 内部通報制度に基づき通報された事実等
- 2) 上記の監査役への取締役および社員等からの直接の報告に対し、これらの報告をした者に不利益な取扱いを行うことを禁止し、社内に周知徹底するとともに、内部通報制度にもその旨を明記する。
- 3) 監査部による当社の業務の執行状況に関する内部監査の結果を取締役会とともに監査役に報告することとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 6 号および第 7 号)

- 1) 監査役監査の重要性と有用性に対する認識・理解を図るため、監査役と代表取締役は、必要に応じて意見交換を実施することとする。また、監査役が監査職務を効率的・効果的に実施できるようにするために、会計監査人、監査部と緊密に連携し相互補完できる体制を整備するものとする。
- 2) 監査役が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求する時は、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認める場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

付帯決議

本日決議された、会社の業務の適正を確保するための体制整備に関する取締役会決議は、会社を取り巻く環境の変化等を踏まえて、より一層適正なガバナンス体制の強化を実現するために、今後も不断に見直しを図るものとする。

以上